

平成25年稲敷市農業委員会第4回総会

〔4月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 5 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 6 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程10 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程12 平成25年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程10 議案第4号
- 日程11 議案第5号
- 日程12 議案第6号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |

4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎文雄君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀男君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一郎君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 4月15日（月） 稲敷市，市長選挙の当選お祝い
 於 稲敷市長宅
 出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
 濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員
 濱田惣壽委員
- 4月16日（火） 茨城県農業会議第149回臨時総会
 於 フェリベールサンシャイン 水戸市
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成25年4月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は32名です。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、32番高須一郎委員、1番宮本 昇委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、結佐字流作、田7筆、5、402平方メートル、

受理番号2番、結佐字流作ほか2地区、田5筆、9、913平方メートルでございますが、いずれも農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいた

します。

日程 3 報告第2号 農地法第3条第3項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条第3項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条第3項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、下須田字新屋敷ほか4地区、田10筆、28,840平方メートルでございますが、平成24年10月29日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転 用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字道城沖、田1筆、297平方メートルでございますが、申請地を取得して、木造平屋建て45平方メートルの自己住宅1棟を建築するものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。ここで、すみませんが議案書の受理番号2番なのですけれども、日にちの訂正をお願いします。解約事項の解約申入日、成立日、引渡日が5月12日と入っておりますが、5月は誤りで4月が正しいので、ご訂正をお願いします。

受理番号1番、西代字北田、田3筆、7,753平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、江戸崎字原、畑1筆、338平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字須崎、田2筆、221平方メートルでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が、携帯基地局設備設置するための進入路として使用するため届出があったものです。農地法施行規則第53条第14号に基づくものであり、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

受理番号2番、江戸崎字須崎、田1筆、50平方メートル及び、

受理番号3番、松山字遠原、畑1筆、144平方メートルでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が、携帯基地局の設備を設置するため届出があったものでございます。農地法施行規則第53条第14号に基づくものであり、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）6ページをお開き願ひます。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転7件、賃貸借権設定1件の計8件でございます。

受理番号1番、太田字上笹前、田1筆、2,096平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。2月26日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は286アール、農業従事日数は150日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、八千石字八千石、田4筆、計7,968平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。2月26日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は1,110アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、脇川字本田ほか1地区、田3筆、計2,081平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。2月14日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面

積は673アール，農業従事日数は150日でございます。所有の農地について休耕地はなく，違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター3台，コンバイン1台，田植機1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果，報告書のとおり，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番，釜井字前田ほか1地区，田3筆，計2，540平方メートルについてでございますが，農林振興公社が行う農地保有合理化事業により，農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。2月26日に農林振興公社と事務局で，受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業生産法人で，農業経営面積は3，620アール，所有の農地について休耕地はなく，違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター5台，コンバイン2台，田植機2台，乾燥機6台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果，報告書のとおり，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番，椎塚字荒久，畑2筆，計1，660平方メートルについてでございますが，渡人は休耕地を耕作してもらうため賃貸するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

7ページをお開き願います。

受理番号6番，江戸崎字原，畑1筆，338平方メートルについてでございますが，渡人は受人の要望により隣接する農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番，羽生字羽生，畑1筆，592平方メートルについてでございますが，渡人は資金が必要な為，農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番，新橋字清水ほか1地区，田2筆，9，871平方メートルについてでございますが，渡人は資金が必要な為，農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第1号の 受理番号1番から受理番号8番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお，受理番号1番から4番までは農林振興公社の案件ですので調査報告

を省略いたします。まず、受理番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いします。

○5番（篠崎惣壽君）5番篠崎です。受理番号5番について報告いたします。さる4月22日に事務局が受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にネギを栽培する農業者であります。以前は農業生産法人に勤務しており現在は農家住宅を購入し両親と臨時雇用者で農業を営んでおります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター4台、耕運機7台を所有しております。農業従事日数は300日、経営面積は54アールですが、相対2175アールを借りて農業を営んでおります。また、臨時雇用として30人を雇っております。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、村山委員より報告願います。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号6番について報告いたします。さる4月22日に、本にと会いまして調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲とカボチャを栽培をしている農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等1台ずつ所有しております。その他に農業・・・もあります。農業従事日数ですが250日であります。経営面積は220アールであります。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、井戸賀吉男委員より報告願います。

○17番（井戸賀吉男君）17番糸賀です。受理番号7番について報告いたします。さる4月22日、秋本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲とハウス特にキュウリ、トマト等の栽培をしている農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。事務局の報告のとおり農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しています。農作業の従事日数は300日であります。経営面積は143アールであります。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番について、沖野谷委員より報告願います。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号8番について報告いたします。さる4月23日、飯塚委員と2人で受人の調査し申請内容に間違いがないことを調査いたしました。

た。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、これは委託によって行っております。田植機1台、コンバイン1台、乾燥機等2台を所有しております。農業従事日数でございますが150日であります。経営面積は146アールであります。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、浮島字上車、畑1筆、613平方メートルについてでございますが、申請者は農業用倉庫として利用するものであります。申請者は主にレンコンを耕作する農業者で、自宅近くに冷蔵庫を設置できる農業用倉庫を建築するものであります。申請地には、44.5平方メートルの鉄骨平屋建ての農機具置場が既に建っており、今回150平方メートルの鉄骨平屋建て農業用倉庫と共に追認申請するものであります。上下水道はなし、雨水は敷地内に自然浸透、となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます

以上で議案第2号，受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について小貫委員より報告をお願いいたします。

○9番（小貫和子君） 9番小貫です。受理番号1番について，さる23日，宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく，農業用倉庫として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もいたしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか，質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号，「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第3号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。なお，議事参与の制限規定に該当する案件がございますので，事務局は受理番号4番を除いて説明をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 9ページをお開き願います。

議案第3号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番，浮島字寄縄原，畑1筆，631平方メートルについてでございますが申請者は売買による所有権移転をし，整骨院を開業するものであります。整骨院は，木造平屋建て1棟，建築面積99.37平方メートル，来客用駐車場5台，自己用車庫と物置を設置するものであります。敷地内はアスファルト舗装，周囲はネットフェンスで囲います。

上水は公共水道，下水は公共下水道へ接続となっております。申請地は，都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番，江戸崎字芝ヶ谷，畑1筆，330平方メートルについてでございますが，申請者は贈与による所有権移転を行い，自己住宅敷地として利用するものであります。申請者は現在，公営住宅に住んでおりますが，妻と子供2人で両親の家の近所に家を建てて住むことになったものであります。住宅は木造2階建，建築面積147.53平方メートル，車2台分の駐車場を設けます。上水は井戸，下水は合併浄化槽，雨水は自然浸透となっております。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。都市計画法第29条の申請も同時にされております。

受理番号3番，松山字遠原，畑1筆，756平方メートルについてでございますが，申請者は携帯電話基地局建設の工事を行う法人で，賃貸借権を設定し，携帯電話基地局の作業用地として一時転用するものであります。作業用地は鉄板敷きとし，周囲をフェンスで囲います。上下水はなし，雨水は自然浸透となっております。申請地は，市街化調整区域，土地改良区域外であります。農地区分は農用地区域内であり，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号，受理番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号1番について宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について，さる23日，小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく整骨院用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について，山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君）31番山下です。受理番号2番について，さる23日，清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，自己住宅用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号3番について，山崎委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理番号3番について，さる23日，村山委員

と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、作業用地として一時転用するものであります。周辺農地にも迷惑のかけられないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、受理番号4番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、山崎健一委員が該当しますので、11番、山崎健一委員の退席を求めます。

〔山崎健一委員退出〕

○議長（加納 昭君） それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号4番、蒲ヶ山字根崎ほか1地区、畑2筆、4,266平方メートルについてでございますが、申請者は賃貸借権を設定し、太陽光発電事業施設用地として利用するものであります。太陽光発電事業施設は経済産業省の認定を受け、総面積30,479.52平方メートル、太陽光モジュール7,227枚、約2MW/hの発電量を計画しております。施設は周囲をフェンスで囲い、遠隔カメラで内部を監視するものであります。上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号4番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号4番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番清原です。受理番号4番について、さる23日、村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかけられないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のこと

から報告書のとおり農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号，受理番号4番を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので，11番，山崎健一委員の入室を許可いたします。

〔山崎健一委員入室〕

日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）10ページをお開き願います。

議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」でございます。非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番，脇川字新田，畑1筆，826平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。平成2年以前から農家住宅敷地として利用されており，木造住宅及び作業所兼物置が建築されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されています。

以上で，議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番（沖野谷秀雄君）26番飯塚です。受理番号1番について，さる23日，飯塚委員と坂本委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から農家住宅の敷地として利用されており，建築年の記載された固定資産税評価額証目書，平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。周辺農地に迷惑がかからないことから問題はない

と思われま。また、添付書類を確認いたしました問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めま。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めま。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めま。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）よろしくお願いします。11ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市 農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、8件、47筆、106,683平方メートル、再設定が14件、60筆、82,982平方メートル、合計22件、107筆、189,665平方メートルについての利用権の設定です。新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、橋向字橋向ほか1地区、田8筆、13,510平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積308アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の農業者です。

受理番号2番、阿波崎字北須賀、田2筆、4,291平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積704アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号3番、佐原組新田字佐原組ほか1地区、田12筆、22,285平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積2,756アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、

300日の認定農業者です。

受理番号4番，西代字南田，田1筆，1，983平方メートル，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は10アールあたり，玄米1.5俵，

受理番号5番，西代字南田，田1筆，2，942平方メートル，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は10アールあたり，玄米2俵，

受理番号6番，西代字北田ほか1地区，田4筆，7，779平方メートル，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は10アールあたり，場所により，玄米1俵，1.5俵，2俵と変わっています。いずれの3件の設定を受ける者は，経営面積646アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号7番，須賀津字須賀津ほか1地区，田2筆，10，524平方メートル，新規設定で，利用目的が，稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積898アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の農業者です。

受理番号8番，結佐字流作ほか1地区，田14筆，42，080.07平方メートル，畑3筆，1，289平方メートル，計17筆，43，369.07平方メートル，新規設定で，利用目的が，稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積816アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，170日の認定農業者です。

受理番号9番から22番の再設定については，議案のとおりです。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく，ご審議を お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号，「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定しました。

日程12 議案第6号 平成25年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第6号，「平成25年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局（森川春樹君）議案第6号、「平成25年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」でございます。

農業委員会の役割・機能等の活動方向を明確にし、重点を置いた活動をするため、下記の事業に取り組んでいくものでございます。

まず、大きな1番目の農地対策の推進でございますけれども、①としまして、遊休農地の解消です。目標設定は解消面積を50ヘクタールとするものです。②としまして、違反転用の適正な対応ですけれども、目標設定は11月を農地パトロール強化月間として全地区一斉農地パトロールを行い無断転用の防止に向けた啓発活動や農地利用の現状把握を行うものです。③としまして、農地の監視活動ですけれども農地制度の適切な運用の徹底等を目的に地区担当の監視活動を行うものです。目標設定は毎月10日を地区農地パトロールの日と定め担当地区の監視活動を行うものです。④としまして、あっせん活動の強化、これは担い手への農地の利用集積へ向けたあっせん活動を行うものです。あっせん申し出のあった農家の仲介に入り担い手農家へのあっせん活動を実施するもので、目標設定を50件とするものです。

次に大きな2番の遊休農地に関する措置でございますが、①としまして、農地の利用状況調査、これは、すべて農地の利用状況について、調査を行うもので、目標設定は全地区一斉に農地の利用状況調査を実施するものです。②としまして、遊休農地への指導、これは農地の利用状況調査で把握した遊休農地の所有者に対しまして指導を行うもので、目標設定は、1月から3月に実施をするものです。

次に、大きな3番の担い手対策の推進でございますが、①としまして、担い手に対して、認定農業者制度の普及推進を行うと伴に農業経営改善計画の達成に向けた相談支援等を実施するものです。目標設定は農政課事業等への協力でございます。②としまして、担い手に対する農地集積支援、担い手の農地集積を推進するため適切な支援を行うもので、目標は担い手の登録農家の登録推進を引き続き行うものです。現在の担い手登録数は63件の登録でございます。③としまして、担い手に対する各種支援策の周知ですけれども、国、県並びに市における担い手に対する支援策の周知を徹底するものです。

次に大きな4番の農政対策の推進でございますが、①としまして、建議活動でございます。担い手からの意見を踏まえた課題と対策について市並びに国、県に建議活動を行うものです。目標設定は認定農業者との意見交換会を実施し、課題等について市長へ建議するものでございます。②としまして、食の教育の推進でございます。これは、農業体験学習等による食の教育の推進など実践活動に務めるもので、目標設定は遊休農地を利用した農業体験学習を実施するものでございます。③としまして、農業者年金の加入推進、これは、茨城県段階の稲敷市の加入目標60人達成に向けて加入推進を行うもので、目標設定は、新規6名を加入推進するというものでございます。

次に5番の情報提供活動でございますが、①としまして、全国農業新聞の普及推進でございます。全国農業新聞を認定農業者等への購読推進を図るもので、目標設定は農業委員

1人2部の購読推進を行うものです。②としまして、普及啓発活動、これは農業委員会の活動を農業委員会だよりや市広報紙を利用して啓発活動を図るものでございまして、目標設定は農業委員会だよりを年1回発行するものでございます。

次に大きな6番の活動記録の徹底でございますが、農業委員会活動記録ノートにより記録の徹底を図るもので、目標設定は活動記録ノートにより活動の検証を行うものでございます。

次に7番の活動計画の策定活動の評価点検についてでございますが、これは年間の目標及び活動計画を策定してその実現を図るとともに、その検証、点検を行うもので、目標設定は、年間の目標及び活動計画の内容に合意決定し、年度末にその検証、点検を行うものでございます。たいへん長くなって申し訳ありませんが、ただ今、ご説明申しあげました活動重点事業につきましては、毎年目標を設定して活動をしていくという中で、さる、3月25日開催の第7回運営委員会におきまして、ご承認をいただきましたので本日ご提案をするものでございます。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○8番（川島 昇君）8番川島です。毎年遊休農地の解消を行っているのですが、継続的に作物の作付けによる解消改革に取り組む、「何を作ったらよいのか」と聞かれるのです。この遊休農地で、作るものがない。だから遊休にしておくのです。具体的に作物を採算の合うものがあれば提案してもらいたい。ただ行って遊休農地解消してください、では進まないと思うのです。採算が合わないから、みなさん作らないと思うのです。

○農業委員会事務局（森川春樹君）よろしいですか、いま、川島委員からあるように、まったくその通りでございまして、たとえば、その農業委員会でも、文書で指導して勧告までしなければならないのですが、ただ、指導と言ってもいま、おっしゃられたように作物を何を作ったらよいか、もう年をとってできないという、その現状の中で簡単に遊休農地になっているからやりなさいと一方的にできない部分もある。たいへん川島さんがおっしゃるように簡単に解決するものでありません。解消していくと言っても本当に難しい現状ですけれど、活動重点事業の中では項目として位置づけする必要があることで、難しい現状は重々理解しているところですので、ご理解ください。

○8番（川島 昇君）国の方でも遊休農地解消対策に取り組んでいるようですが、今のところパフォーマンス的に遊ばしている土地を何とか作物を作ってもらいたい。そういう感じにしか見えない。もう少し具体的に取り組んで行かないと、遊休農地対策にならないと思います。

○農業委員会事務局（森川春樹君）その通りだと思います。

○議長（加納 昭君）よろしいですか、その他ありませんか。

○24番（飯田 稔君）24番飯田です。一言だけ申し上げたいのですが、中身についてどうのこうのではなくて、今日の議案書ですよね、これは6号議案なのだけれども今年度の

活動方針というか農業委員会の指針みたいなものでしょう、これはここへ置いていくのだよね、これは少し不親切だと思うのです。今年活動する内容を別にコピーして配布するか、配慮してみんなで守っていかうと、何かあればよいけど、この議案の中にね、ちょっと聞いておいてよ、これ、どういうことか聞いておいてよ。

○農業委員会事務局（森川春樹君） それでは、よろしいですか、この重点事業は、なぜこういうようになったかと言いますと国の方で農業委員会の組織そのものの目に見える活動しなければだめだということが大前提になっています。その中で確かに細かくて非常に文書化されていますので、ただ毎年その計画を作ってそれで活動の点検の評価をなさいてなっていて、どこの市町村農業委員会でも同じようなやり方をしております。活動の内容につきましては、ここで決定をいただきまして、皆様に文書で配布をいたしております。今年ももちろん配布をいたしまして、全部が全部100パーセントできないかもしれませんが、この内容に基づいて活動していかなければならないという現状にありますので、よろしくをお願いします。

○議長（加納 昭君） よろしいですか、その他ありますか

○4番（村山文雄君） 4番村山です。毎年、五役が、農政に対して市長に建議をすると、これは、認定農家などと会議でまとめた要望を市長に農政対策して建議する訳ですが、毎年しているこの建議が、一からすべて採用される訳ではないと思うのです。その休耕地とか認定農家とかあったけど、これに対しての、要望に対してどの程度対応されているか、再検討する必要があると思うのです。ただ要望するだけで、我々は地域の農業者の代表者である訳だから、土地改良だとか農協だとかその合議制のもとだから、稲敷市では大きい農業者団体だかと思うのですが、市長に稲敷市の農業が発展するためいろいろな要望を出している訳ですから、それに対して市の農政として、どのような形でなっているのか、その辺のところを検証する必要があると思うのです。

○農業委員会事務局（森川春樹君） よろしいですか、いま村山委員からありましたように、毎年建議の形で行っていますが、今のところまだ、市部局からの回答の形では実際もらっていません。ですので、今のところは一方通行で建議しましたよと、その様な形なのですが、今おっしゃられましたように、当然要望をした内容については、どのような成果が出たのか、或いは、対応があったのかを、当然必要になってくると思いますので、今後は、去年も考えてはいたのですが要望した結果について回答ですか、その様なことを求めています、そのように思っています。よろしくをお願いします。

○4番（村山文雄君） 要望にたいして全部、100パーセント受け取られる訳ではないと思うのだけれど、要望し続けることも我々は農業者の代表の権利だとしての大事なことだと思います。以上です。

○議長（加納 昭君） その他何かありますか、無いようでしたらこれで質疑を終了いたします。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これよ

り議案第6号、「平成25年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これもちまして、平成25年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後4時4分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ㊟

32番委員 高 須 一 郎 ㊟

1番委員 宮 本 昇 ㊟